

青森県報

第二千五百十六号

平成十七年
八月十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(十和田県土整備事務所) ……三
- 正 誤……………(農村整備課) ……四

告

示

青森県告示第六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
小泊村国民健康保険診療所	北津軽郡小泊村字朝間一の二五	平成一七・三・二七
安達内科胃腸科医院	八戸市大字馬場町一の七	一七・三・三
くまざわ整形外科クリニック	黒石市野添町六四の三	" "
ゆりのき薬局	青森市新町二丁目六の一九 二階	" "
天馬薬局	上北郡七戸町字道ノ上六四の七	一七・七・二

青森県告示第六百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
中泊町国民健康保険小泊診療所	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間一の二五	平成一七・三・二六
安達内科胃腸科医院	八戸市大字馬場町一の六	一七・六・一
工藤さとの整形外科クリニック	黒石市野添町六四の三	" "
ゆりのき薬局	青森市新町二丁目八の四三	" "
なみおか腎・泌尿器科クリニック	青森市浪岡大字浪岡字稲村一六二の八	一七・六・二
弘前脳卒中センター	弘前市大字扇町一丁目二の一	一七・七・一

婦人科さかもとともみクリニック あおもりPET画像診断センター よつばクリニック 調剤薬局ツルハドラッグ黒石店	弘前市大字早稲田三丁目二〇の六 弘前市大字品川町三一の三 八戸市柏崎一丁目一〇の一〇 黒石市錦町八の六	" " " "
--	--	---------

青森県告示第六百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	事 業 所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
青森保健生活協同組合 青森市東大野二丁目九の二	協立訪問看護ステーション 青森市東大野二丁目二の二	平成一六・八一

青森県告示第六百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
ゆりの木薬局小中野店	八戸市小中野三丁目三五の五一	平成一七・六・八

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、豊田土地改良区の定款の変更を平成十七年八月五日認可したので、同法第三項の規定により公告する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成十七年八月五日認可したので、同法第三項の規定により公告する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中栄コンクリート工業株式会社
- 二 代表者の氏名 中村 宗右工門
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字長円坊堀五六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第九〇二七号

五 取消年月日 平成十七年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社向陽興産

二 代表者の氏名 下田 勉

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字忍町二五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第三〇〇〇二六号

五 取消年月日 平成十七年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社コンノハウス

二 代表者の氏名 紺野 末吉

三 主たる営業所の所在地 八戸市西白山台三丁目二の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五三七七号

五 取消年月日 平成十七年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 工藤建築

二 氏名 工藤 義弥

三 主たる営業所の所在地 三沢市南山四丁目三七の一五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六四一五号

五 取消年月日 平成十七年八月三日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正
誤

平成十七年 第二四四六号	発行年月日 発行番号
出先機関	区分
五	ページ
下	段
表中	行
つがる市牛潟町鶴舞岬二三の二	誤
つがる市下牛潟町鶴舞岬二三の二	正

農
村
整
備
課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目 番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭